

日常生活の支援

～聴覚や音声・言語機能などに障害がある方のコミュニケーション支援～

手話通訳・要約筆記者の派遣

- ◆ 手話通訳・要約筆記者の派遣制度です。

派遣内容

公的機関、医療機関に行く等社会生活上必要な場合に市に登録された通訳者等を派遣します。

利用料：無料 ※ 事前の予約が必要です

〔派遣希望の申込み等 障害福祉課・各支所地域総務課〕



聴覚障害者等情報支援事業



- ◆ 聴覚障害者の連絡用 FAX 障害福祉課直通 FAX (24-0901)
- ◆ LINE のビデオ通話機能を用いて、手話による電話リレーサービスを行っています。事前登録が必要ですので、障害福祉課にお尋ねください。

ファクス119番、NET119



- ◆ 緊急時に消防署へ通報できるしくみです。ファクス番号の119番や専用のインターネットサイトで、消防本部通信指令センターへつながります。
問い合わせ 県央地域広域市町村圏組合消防本部通信指令センター
電話 24-6500 FAX 23-0159 119番通報 FAX 119

※NET119 については、事前に登録をされた方がご利用可能となります。登録は消防本部通信指令センターで行ってください。ご不明な点は障害福祉課でもお尋ねできます。

ファクス110番・110番アプリ



- ◆ 緊急時に警察へ通報できるしくみです。専用のファクス番号とインターネットサイトがありますので、詳しくは障害福祉課へお尋ねください。
問い合わせ 長崎県警察 095-820-0110 FAX 095-829-0077 諫早警察署 22-0110

NET118

- ◆ 海での事件や事故の際、海上保安庁に直接電話できるしくみです。事前の登録が必要ですので、詳しくは障害福祉課にお尋ねください。



～いざというときのために＜防災＞～

防災情報 FAX



- ◆ 台風などの気象情報、避難勧告などの防災情報、市からのお知らせなどを登録いただいた方にFAXでお知らせするサービスです。

登録の際は配信登録申出書をFAXにて総務課宛てに送信ください。

〔問い合わせ 総務課 FAX 24-3270〕

防災情報メール



- ◆ 台風などの気象情報、避難勧告などの防災情報、市からのお知らせなどを登録いただいた方にメールでお知らせするサービスです。ご利用は無料ですが、メール受信の通信料はご負担いただきます。

登録の流れ

①メール受信設定の確認

- ・ city.isahaya.nagasaki.jp ドメインからのメールを許可する設定にしてください。
- ・ URL を含むメールの受信を許可する設定にしてください。

※設定の方法は携帯電話各社により異なります。ご不明な点は携帯会社にお問い合わせください。

②登録依頼メール（空メール）送信

- ・ メールアドレス：memreg@city.isahaya.nagasaki.jp宛てに空メールを送信します。
- ・ ※空メールとは、件名および本文を入力しないメールです。

携帯電話での登録には次のQRコードをご利用ください。



Softbank（ソフトバンク）

docomo（NTTドコモ）

au（KDDI）

※iPhone や Android 携帯等スマートフォンをご利用の方で「件名」または「本文」が未入力状態で「送信」ボタンが押せない場合は、「件名」または「本文」になにか文字を入力して送信を行ってください。

③本登録

- ②の空メールを送信すると、「諫早市防災メール配信システム」という差出人名で入会確認メールが届きます。そのメール本文に記載されているURLをクリックすることで申し込みが完了します。

〔問い合わせ 総務課〕

諫早市公式 LINE（ライン）



- ◆ 生活に密着した市政情報を LINE でお知らせするサービスです。「防災情報」「子育て情報」「ごみカレンダー」「イベント情報」などの情報をお届けします。

登録方法その①

下記の QR コードを読み取り後、「追加」ボタンを押して登録してください。



登録方法その②

LINE（ライン）アプリを起動し、「諫早市」で検索してください。「諫早市」を選択し、「追加」ボタンを押して登録してください。

〔問い合わせ 秘書広報課〕

障害者手帳アプリ「ミライロ ID」

- ◆ 障害者割引適用の際にスマートフォンによる障害者手帳アプリ「ミライロ ID」が使用できます。アプリに障害者手帳の情報や利用している制度を登録し、施設利用時などにスマートフォンの画面を提示することで、割引やサポートが受けられるようになります。

【諫早市が管理する対象施設（令和 5 年 7 月現在）】

▲諫早市新道福祉交流センター

▲諫早市美術・歴史館

市ホームページ
QR コード



注 1 障害者手帳の原本提示による障害者割引も、引き続き実施しています。

注 2 「ミライロ ID」は対象施設の使用料などの割引を受ける場合のみ利用できます。

注 3 通信環境やアプリの不具合、スマートフォンの電池切れなどによって「ミライロ ID」がご利用できない場合もあります。障害者手帳原本を携帯されることをおすすめします。

〔問い合わせ 障害福祉課・各支所地域総務課〕